

令和4年度六戸町社会福祉協議会事業計画

基本理念

「みんなで支え合い すべての人が 安心して暮らせる町づくり」

○「ソーシャル・インクルージョン」の理念に基づき、住民の誰もが個人として尊重され、一人ひとりがその人らしく生活ができるように、家庭や地域の中で互いに支え合い、安心して暮らすことができる町づくりの実現を目指します。

※ソーシャル・インクルージョンとは「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。様々な個性を持つ人を、その多様性を含めて個性として、そのまま社会の中に包摂し、誰も差別されたり排除されたりしない社会を目指すものです。

基本目標

1 つながり大切にし 支え合う地域づくり

- 町内会や小学校学区などを単位とする小地域を基盤として様々な分野と連携し、住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティアセンターの取り組みと一体となって、「人と人」「人と地域」がつながり、ふれあうことで「地域力」を最大限に引き出し、支え合う地域づくりを進めていきます。
- 地区担当制による職員を配置し、住民が身近な地域に関心を持ち、地域の福祉課題に目を向け話し合う場づくりを進めていきます。

2 住民に寄り添い 断らない相談支援

- 相談窓口のPRの強化と町民がいつでも気軽に相談しやすい体制づくりや環境整備に取り組み、あらゆる相談に対応していきます。
- 地区担当制による職員を配置し、部門間の連携に努め、コミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい地域生活課題の解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組んでいきます。

3 暮らしの安心・喜び・笑顔を支える福祉サービス

- 高齢者や障害者が地域において可能な限り住み慣れた自宅で、その人らしく安心して自立した日常生活が送れるように支援していきます。
- 高齢者が役割や楽しみを持ち、生涯現役で自立した生活が送れるように介護予防や健康づくりの活動を進めていきます。

4 信頼され 開かれた組織づくり

- 地域に開かれた組織として、関係法令を遵守し、経営の透明性と中立性、公平さの確保を図るとともに情報公開や説明責任を果たしていきます。

基本方針

近年、少子高齢化の進行や家族形態の多様化など、地域を取り巻く環境は大きく変化し、地域や家族の支え合いの機能が低下してきています。また、地域生活課題も、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、認知症対策、老老介護、ダブルケア、8050問題等、これまでになく複雑化・多様化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式や働き方にも大きな変化が生じ、地域福祉活動やボランティア活動等にも大きな影響を与えています。

現在、国の施策に基づき、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域環境を把握して解決していく地域づくりや、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が進められています。

こうした社会の変化と新たな要請に応えるため、本会の果たすべき使命や役割を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財務等に関する具体的な取り組みを示した六戸町社会福祉協議会第3次活動指針を策定し、令和3年4月から計画がスタートしています。

今、社協は地域共生社会の中核的な担い手として、その役割が十分に果たせるのかが問われている中で、役職員一人ひとりが使命感を持ち、求められる役割を最大限に発揮し、本会の基本理念である「みんなで支え合い すべての人が 安心して暮らせる町づくり」の実現に向けて、行政や地域住民、社会福祉法人、関係機関等と手を携え、地域福祉の推進には欠かせない存在となるよう努めていきます。

1 つながりをお大切にし 支え合う地域づくり

1-1 住民主体の地域づくり

(1) 六戸町生活支援体制整備事業（平成28年度～）【町受託金】

地域包括ケアシステムの構築を図るため、生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置し、地域の福祉ニーズに即した資源開発やネットワークづくりを行います。

①協議体会議の開催 年2回（6月・2月）

- ・地域支援、ニーズの把握
- ・必要に応じ、新たな地域資源の創出

②実務者（介護支援専門員）ニーズ検討連絡会の開催（随時）

- ・実務者が抱えているニーズの掘り起し
- ・困難事例等に係るサービスの情報提供

③生活支援コーディネーターの配置

- ・関係機関とのネットワークの構築
- ・地域支援ニーズと提供主体活動のマッチング
- ・ニーズに対する情報の収集
- ・サービス計画へのインフォーマルプランの連絡・調整
- ・地域ケア会議への参加
- ・見守りネットワーク会議への出席

④養成講座の開催 目標 登録者5人

- ・生活支援パートナー養成講座の開催（担い手の発掘） 6月
- ・生活支援パートナースキルアップ講座の開催（養成講座修了者） 11月

⑤新たな居場所づくりの検討

⑥住民主体の支え合いの仕組みづくり ワークショップの開催 目標3ヶ所

(2) 福祉安心電話サービス事業（平成2年度～）

【会費、町補助金、町受託金、県社協助成金】

目標 新規設置台数3台

在宅で生活するひとり暮らし高齢者のみの世帯を対象に、青森県社会福祉協議会が運営する福祉安心電話を設置し、近隣に住む協力員や関係機関とのネットワークにより、緊急時への対応と日常生活の安心とふれあいを図ることを目的に加入者からの通報に24時間体制で対応します。

①機能 緊急通報、火災通報、停電・復電通報、電池切れ通報、相談通報

②設置計画 継続設置台数40台 保存機台数8台

③事業内容

- ・ふれあいテレフォン（設置者の安否と身体状況等確認） 月1回
- ・訪問活動（点検及びペンダント電池交換、設置者のニーズ把握） 随時
- ・設置者・協力員へのシステム説明会（安心電話設置時）
- ・福祉安心電話サービス事業の啓発
- ・福祉安心電話ネットワーク交流会（設置者と協力員相互のネットワークの構築）
11月

（3）六戸町地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤作り事業

（平成29年度～）【町受託金】

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心した生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域のつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

①高齢者世帯の見守り体制の構築

- ・民生委員を中心とした見守りサポーターの配置 民生委員地区ごと
- ・地域ごとのネットワーク会議の開催 各地区年2回以上

②地域の福祉ニーズの掘り起し

- ・住民ワークショップの開催 目標3ヶ所
- ・高齢者のみの世帯台帳整備

③地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進

- ・緊急通報体制の整備

④地域におけるインフォーマル活動の活性化の推進

- ・関係機関等への在宅福祉サービス事業説明会 6月
- ・地域支え合い講座の開催 1月

⑤その他地域福祉の推進を図るための事業

- ・関係機関及び団体との連絡会議の開催

1-2 ボランティア活動と福祉教育

（1）ボランティアセンターの運営（平成6年度～）【会費、共同募金配分金】

ボランティア活動に関する情報の収集、提供、相談を行います。また、ニーズに応じてボランティアが参加するサービスを実施するなど、新たなボランティアプログラムの開発を行っていきます。

①ボランティア情報収集、ボランティア活動のコーディネート、プログラムの開発

②夏！ボランティア体験（7月～8月）、打合せ会（5月） 目標 実参加者100人

③個人ボランティア、団体ボランティアの育成 目標 新規個人登録者5人

- ④ボランティア活動保険加入手続き
- ⑤収集ボランティア活動（ペットボトルキャップ、プルタブ、使用済み切手）
- ⑥町元気アップポイント事業の啓発を行いボランティア活動の促進を図る

(2) 災害時における福祉救援・ボランティア活動（平成24年度～）

【会費、共同募金配分金】

災害時のボランティア活動を効果的に被災者救援につなげるために、関係機関・団体が連携し、平時のネットワークづくりや災害ボランティアに関する人材育成等の取組を進めていきます。

- ①行政・関係機関・団体等のネットワークの構築
- ②町・県の防災訓練等への職員の参加
 - ・青森県総合防災訓練（十和田市） 令和4年9月1日（木）
- ③災害ボランティア研修会の開催 12月
- ④住民の防災意識の高揚
- ⑤被災地災害ボランティアセンターへの職員派遣（要請）
- ⑥青森県災害福祉支援チーム（DCAT）への職員派遣（要請）

(3) 福祉教育事業【会費、共同募金配分金】

福祉教育等を通じ、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育み、更に地域福祉を担う人材を育成していきます。

- ①出前福祉講座 随時
 - 車いす体験、高齢者疑似体験、手話体験、アイマスク・ガイドヘルプ体験、点字体験、防災講座、伝承講座、福祉講話・住民座談会等
- ②ボランティア・福祉講座 目標 開催回数1回 参加人数20人
- ③福祉教育・ボランティア活動推進会議 5月
- ④職場体験・実習生の受入れ 随時
- ⑤新たなプログラムの開発

1-3 当事者組織の支援と救援活動

(1) 福祉団体の支援（平成元年度～）【町補助金、共同募金配分金】

福祉団体等に助成金を交付するとともに、パートナーシップを図り連携・協働して高齢者、障害者及び家族など当事者団体の育成及び会員増強、福祉向上に努めます。

①支援団体

- ・六戸シニアクラブ
- ・町身体障害者福祉会
- ・町手をつなぐ親の会

②輪番制の事業

- ・上北郡老人クラブ連合会事務局（六戸シニアクラブ） ～令和5年度まで
- ・上十三身体障害者福祉連合会総会（町身体障害者福祉会）

(2) 災害見舞金の支給事業（昭和63年度～）【会費】

自然災害、火災等の被災者への支援活動として、被害を受けた世帯へ災害見舞金の支給並びに災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金を支給します。

災害見舞金

住居が全壊、全焼又は流出した場合	10,000円
住居が床上浸水した場合	5,000円
住居が半壊又は半焼した場合	5,000円
災害弔慰金	5,000円

(3) ひとり親世帯支援事業（令和2年度）【会費、共同募金配分金】

個人、企業等、関係機関の協力を得ながら各事業を通じ、ひとり親世帯の経済的負担の軽減や地域からの孤立の解消、食品ロスへつなげていきます。

- ①食材無料給付 年3回（7月、11月、3月）
- ②親子ふれあい料理教室（8月）
- ③情報交換会（6月）
- ④フードパントリーの開催（年3回程度）

※フードパントリーとは生活困窮等により十分な食事ができない世帯を対象に、寄付などでいただいた食料を無料で提供する活動です。

2 住民に寄り添い 断らない相談支援

2-1 総合相談支援

(1) 福祉総合相談（平成元年度～）

職員が住民の様々な相談に応じ、関係機関と連携し一貫した相談援助が行えるように支援していきます。

また、一時的な相談支援として生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談を受け、相談内容から自立相談窓口による支援が必要であると判断される場合は、自立相談窓口の利用の勧奨を行うとともに、本人の同意を得た上で必要な情報を県社協へ提供します。

- ・日 時 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
- ・場 所 六戸町老人福祉センター

(2) 心配ごと相談所（昭和63年度～）【町補助金、会費】

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、問題の解決や関係機関への橋渡しを行います。

①心配ごと相談（来所・電話）

・開設日 第1・第3火曜日（祝日除く）

ただし5月、8月、1月、3月は第2・第4火曜日

午前9時～正午まで

・場所 六戸町老人福祉センター

・相談員 人権擁護委員4人、行政相談委員1人、民生委員5人 ※相談員1名体制

②特設相談（年4回）

・行政相談 5月、10月

・人権相談 6月、12月

③会議・研修等

・心配ごと相談所運営会議 4月

・相談技法研修会への参加（県民児協、県社協主催） 11月

(3) 青森しあわせネットワーク事業（平成30年度～）【会費】

青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」事業に参加し、支援が必要な人の早期把握と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図ります。

①総合相談（トータルサポート）

制度の狭間の生活困窮などの様々な課題を抱える人に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につなぎ、自立を支援するための総合的な相談支援を行います。

②経済的援助（ライフサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物支給で行います。

③食糧等の提供（フードサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にある人に対し、食糧等の提供を行います。

④就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）

就労に不安がある人や就労や社会参加活動を希望する人に対し、社会福祉法人の機能を活用し、就労の場や社会参加活動の機会を提供します。

(4) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業 昭和63年度～）【会費、県社協助成金】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、生活の安定を図っていきます。また、長期滞納世帯の償還率が低いことから、償還指導を行い償還率アップに努めます。

①資金種類

総合支援資金、教育支援資金、福祉資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金、緊急小口資金

②事業内容

・借入申込者に対する相談支援、貸付の必要性、妥当性の判断

・貸付期間中、貸付決定後の定期的な相談支援、償還指導

・広報活動

- ・滞納者の償還促進面接 8月
- ・生活福祉資金貸付調査委員会の開催

(5) たすけあい資金貸付事業（昭和63年度～）【会費・寄付金】

低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活を送れるように支援します。また、近年相談はあるものの貸付要件に該当せず、申請に至らないケースが多いことから、規定の見直しを行い、効果的な事業となるよう検討していきます。

- ①資金種類 生活資金、医療資金、療養資金
- ②貸付金額 5万円（特別の場合 10万円以内）
- ③償還期間 6ヶ月（特別の場合 12ヶ月以内）
- ④貸付審査会の開催 随時（正副会長並びに地区民生委員）
- ⑤規程の見直し

2-2 権利擁護

(1) 日常生活自立支援事業（平成11年度～） 基幹的社協：三沢市社会福祉協議会

高齢や障害などによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安がある方が地域で安心して暮らせるように、県社協及び三沢市社協との契約に基づき生活支援員が支援計画に沿って支援します。

①サービスの内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等預かりサービス

②利用料

- ・1回1,500円 ※生活保護受給者は利用料の負担なし

(2) 法人後見事業（令和4年度～）【会費】

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方に法的な保護をする後見人等を選任することによって、その生活を支えていく制度です。法人後見事業は、社会福祉法人や社団法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うものです。

本会では、法人後見実施に向け実施体制の整備、運営委員会の設置等を行ってまいります。

(3) 福祉サービス苦情解決体制（意見・要望受付）（平成12年度～）【会費】

社会福祉法第82条の規程に基づき、苦情受付担当者、苦情受付責任者の配置と苦情受付第三者委員を設置し、利用者、住民からの意見・要望を受け、利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの向上を図り、本会の福祉サービスを適切に利用できるようにしていきます。

- ①苦情解決第三者委員運営会議 4月

- ②苦情・意見・要望等職員間共有 職員会議にて随時
- ③苦情・意見・要望等に関する周知活動
- ④苦情・意見・要望等の情報公開

3 暮らしの安心・喜び・笑顔を支える福祉サービス

3-1 高齢者・障害者の生活支援

(1) 在宅介護用器具貸付事業（平成2年度～）【会費、寄付金】

在宅で介護している世帯の経済的及び介護負担の軽減を図ることを目的に車いすとギャッチベットを無料で貸出します。

- ①車いす 保有台数 34台
- ②ギャッチベット 23台

(2) 移送サービス事業（平成10年度～）【会費、事業収入】

福祉有償運送の登録をして在宅の高齢者、障害者等で公共の交通機関の利用が困難な方を対象に有償で移送サービスを行います。また、福祉有償運送運転者講習会を開催し人材育成を行います。

- ①利用料 実費程度 実施要綱により
- ②運行時間 午前8時～午後5時（年末年始・土・日・祝日は除く）
- ③実施地域 町内、旧十和田市、三沢市、旧上北町、おいらせ町、八戸市の一部
- ④運転手 有償ボランティア、職員

(3) 救急医療情報キット配布事業（平成28年度～）【共同募金配分金】

目標 配布数20世帯

もしもの事態に備え、あらかじめかかりつけ医療機関や服用薬、緊急連絡先などの情報をシートに記入し、専用の容器に入れ冷蔵庫等で保管しておくものです。緊急要請した場合など、駆け付けた救急隊員や搬送先の医師がシートから情報を得ることで、迅速な対応をすることができます。

(4) 生活支援パートナー派遣事業（平成30年度～）

加齢等に伴い、日常生活が不自由になってきた方に、生活支援パートナーを派遣して、在宅での暮らしを支援していきます。

- ①対象者 町内在住の65歳以上の高齢者世帯等で、パートナーと一緒に活動ができる方
- ②活動内容 自立を妨げない程度の生活援助や外出支援、話し相手や趣味活動
- ③利用料 10分100円とし、60分まで ※60分を超える活動は要相談

(5) 保険外訪問介護事業（平成31年度～）【その他の事業収入】

目標 利用者月5人

- ①対象者 高齢者世帯及び要介護状態にある高齢者・障害者世帯並びにその同居家族
- ②サービス内容 介護保険の対象とならない院内介助や同居家族の買い物等
- ③営業日及び時間 月曜日～金曜日（年末年始を除く）午前8時～午後5時
- ④利用料 1時間2,000円（30分追加ごとに1,000円）

3-2 介護予防と生きがいづくり

(1) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業【町受託金】

高齢者が役割や楽しみをもって、生涯現役で自立した生活を送ることができるように取り組んでいきます。

①ふれあい・いきいきサロン（平成9年度～）

- ・開催地区 上吉田、七百、小平・柳町、鶴喰、大曲、長谷、金矢、小松ヶ丘、みなみ（南町一、南町二）、沖山、通目木、押込、上町、高館、岡沼
- ・主な活動 創作活動、健康体操、世代間交流、料理教室、保健師による健康相談、グラウンド・ゴルフなど
- ・開催場所 地区の公民館や館野公園など
- ・サロン関係者等打合せ会 1月

②いきいきグラウンド・ゴルフ大会（平成11年度～）

- ・期 日 令和4年5月25日（水）・令和4年9月26日（月）
- ・場 所 館野公園
- ・共 催 六戸シニアクラブ

③いきいき創作活動（平成28年度～）

- ・実施回数 年4回
- ・場 所 六戸町老人福祉センターほか
- ・対 象 おおむね65歳以上の町民
- ・参加費 1回300円程度

④フリーウォーキング（平成30年度～）

- ・毎週火曜日 10:00～（年末年始、祝日を除く）
- ・館野公園入口集合後、コースは自由

(2) 老人福祉センターの管理・運営（平成5年度～）【町受託金】

高齢者の活動拠点として、安全・衛生面に配慮し運営してまいります。また、施設の広報活動を強化し高齢者の健康増進、生きがいづくり、交流の場としての機能を果たしてまいります。

①火曜日・金曜日の入浴事業 目標 1日50人

②入浴日を利用した生きがい活動の支援

火曜日 ラジオ体操、金曜日 元気はつらつ教室、創作活動 随時

③季節ごとの行事の開催（節分、節句、七夕、クリスマス等）

④施設及び敷地内の衛生管理・環境整備

⑤利用者名簿の作成

⑥避難訓練 7月、1月

3-3 公的な福祉サービス

(1) 介護保険サービス、介護予防・日常生活支援総合事業【介護保険事業収入】

要支援、要介護認定を受けた高齢者が自ら望む環境で、尊厳をもって暮らし、残存能力を活かしながら、在宅で自立した生活を送ることができるように、地域にある社会資源を活用し総合的に支援してまいります。

①居宅介護支援事業（平成11年度～） 目標 利用者70人

ア サービス内容

- ・介護保険に関する相談、助言、要介護認定申請の手続き代行

- ・ケアプラン（居宅サービス計画）の作成
- ・認定調査
- ・介護予防プラン作成（町受託）
- ・行政、保健、医療、福祉サービス機関との連携
- イ 営業日及び時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで
（年末年始、祝日除く）
- ウ 介護支援専門員内部会議 週1回
- ②訪問介護事業（平成12年度～） 目標 利用者月25人
 - ア サービス内容
 - ・生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理、後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク等）
 - ・身体介護（食事介助、排泄介助、おむつ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）
 - イ 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前8時～午後7時
 - ウ ケース検討会議 週1回
 - エ マニュアル見直し検討会議
 - オ 介護・援助技術向上のための内部研修
- ③介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度～） 目標 利用者15人
 ※訪問型サービスⅠ～Ⅲ、訪問型サービス短時間、訪問型サービスA（町受託）
 日常生活上の支援を必要とする方に、訪問介護員が生活援助を行い、自立した日常生活の継続と要介護状態への進行防止を図ります。
 - ア 対 象 者 要支援認定者及び基本チェックリストにより要支援状態に相当する方
 - イ サービス内容 生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理、ベットメイク、衣類整理等）

（2）障害福祉サービス（平成18年度～）【障害福祉サービス等事業収入】

- ①居宅介護（ホームヘルプ） 目標 利用者月5人
 - ア 対 象 者 身体障害児者、知的障害児者、精神障害者（発達障害含む）
 - イ サービス内容
 - ・生活援助（掃除、洗濯、買い物、調理、後片付け、ゴミ捨て、ベットメイク等）
 - ・身体介護（食事介助、排泄介助、おむつ交換、清拭、体位交換、通院介助、服薬介助等）
 - ウ 営業日及び時間 日曜日～土曜日 午前8時～午後7時
 - エ ケース検討会議 週1回
- ②重度訪問介護
 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。

4 信頼され 開かれた組織作り

4-1 組織体制の強化

（1）理事会・評議員会・監査会（昭和63年度～）【会費】

- ①理事会
 法人の執行機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算ほか、法人運営上の重要事項について審議し、適正な経営と組織管理、事業執行に努めます。

- ・開催予定 6月、9月、11月、3月

②評議員会

法人の議決機関として、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、定款変更等法人運営上の重要事項について審議、決議し適正かつ公正な法人運営の確立に努めます。

- ・開催予定 定時評議員会 6月 評議員会 11月、3月

③監査会

法人の監査機関として、業務全般の執行状況並びに経理、資産状況等について厳正に監査し、必要に応じて執行機関に意見を提案しながら、適正に監査業務を実行します。

- ・決算監査 5月 中間監査 11月、2月

④役員等研修（平成3年度～）

- ・内部役員研修会の開催
- ・地域福祉推進及び経営等に関する外部研修への参加

(2) 委員会等【会費】

地域のより幅広い立場の組織、団体や地域住民、専門員が地域福祉の推進や社協事業に参画し、地域生活課題に対してその理解を深め解決策を話し合い、新たな福祉サービスや取組みにつながるよう、地域における「連携・協働の場」としての役割を果たしていきます。

- | | | |
|------------------------|-------|-----|
| ①地域福祉委員会（昭和63年度～） | 開催予定日 | 3月 |
| ②活動指針策定検討委員会（平成21年度～） | 開催予定日 | 2月 |
| ③町内社会福祉法人との連携（平成30年度～） | 開催予定日 | 11月 |

(3) 自己評価

自己評価を実施し、課題を確認しながら事業、活動の方向性を組織的に協議・確認し、総合力の向上と組織・事業基盤の強化を図っていきます。

- ①独自のシートを活用した事務事業評価
- ②青森県市町村社会福祉協議会自己評価指針による評価
- ③全社協「強化方針アクションプラン」チェックリスト評価

4-2 持続可能な法人運営

(1) 自主財源と公的財源の確保

①社協会員加入促進（平成元年度～）

地域住民が主体となり、誰もが住みやすい町づくりを目指し、地域福祉活動を推進するため会員の確保に努め、財政基盤の安定を図ります。

- ・会員促進運動 6月～7月
- ・見越ヶ丘・古里ニュータウンの個別訪問 7月
- ・団体会員、特別賛助会員等事業所訪問 6月

②赤い羽根共同募金運動（昭和63年度～）

赤い羽根共同募金運動を推進し、募金実績により配分される地域配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図ります。

③町補助金・受託金の安定確保（昭和63年度～）

社協が公益性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金を継続的に要望していきます。

④福祉基金の充実

規程により災害発生時の町民救済・支援活動、地域福祉事業の推進、経済事情の変更等により財源が著しく不足した場合に、不足額を補うための財源にあてることを目的としている為、計画的に積立を行っていきます。

⑤介護保険収入の安定

介護保険事業については、定期的に経営分析を行い安定した経営に努めていきます。

(2) 財務管理（平成10年度～）

社会福祉法人会計基準や経理規程を遵守し内部牽制に努めるとともに現金等取扱に関する要領により適切な会計処理や財務諸表を作成し法令等に基づいた開示を行います。

(3) 職員体制（平成元年～）

専門職としての資質を高めるために、職員一人ひとりに教育、研修計画を策定し取り組んでいきます。

①職員の資質向上

ア 職員に求められる資格

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・介護福祉士等の国家資格取得及び介護支援専門員

イ 職員が必要とする知識及び技術

「社協職員行動原則-私たちがめざす職員像-」（全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会作成）を全職員に周知し、社協職員としての自覚と責任ある行動に取り組んでいきます

- ・相談援助技術 ・ソーシャルワーク知識 ・介護技術等 ・会計基準 ・社会福祉法等関係法令に関すること ・職業倫理（倫理綱領等） ・接遇マナー

ウ 研修

- ・外部研修会への参加と報告会
- ・内部研修

②働きやすい環境づくり

適切な労務管理と介護サービス事業における処遇改善加算を継続し、すべての職員がやりがいをもって働きやすい環境を整えていきます。

(4) リスクマネジメント

ヒヤリハット報告及び事故報告を作成し、職員相互間で情報の共有を図り、事故防止の対策方法や改善に向けて検討していきます。

4-3 広報・啓発活動

(1) 広報誌の発行（平成元年度～）【会費、共同募金配分金】

社協の事業やボランティア、地域福祉活動の情報など広報誌の内容を工夫し、情報発信に努めていきます。

①社協だより「ふれあい」の発行（2色刷り A4 8頁） 年3回発行

②社協通信「コラボ」の発行（A4 2頁） 年9回発行

・発行部数3, 200部 ・配布先 毎戸配布、関係機関、パンフレットスタンド

- (2) ホームページによる情報提供（平成19年度～）【会費、共同募金配分金】
ホームページにより社協の事業や活動紹介など福祉に関する情報の発信及び計算書類、現況報告書等の情報公表を行います。
- (3) 第27回六戸町社会福祉大会（平成元年度～）【会費、共同募金配分金】
目標 参加者150人
社会福祉関係者及び住民が一堂に会し、社会福祉に対する理解と連携を深めると共に社会福祉の発展に功績のあった方々の表彰を行います。
- ・期日 令和4年10月2日（日）
 - ・場所 六戸町文化ホール
 - ・内容 社会福祉功労者の表彰、共同募金協力者の表彰、映画上映、認知症への町の取組紹介

第72回上北郡社会福祉大会（六ヶ所村）
期日 令和4年10月5日（水）

第71回青森県社会福祉大会（青森市）
期日 令和4年11月2日（水）